

令和5年度 廃棄物管理責任者講習資料

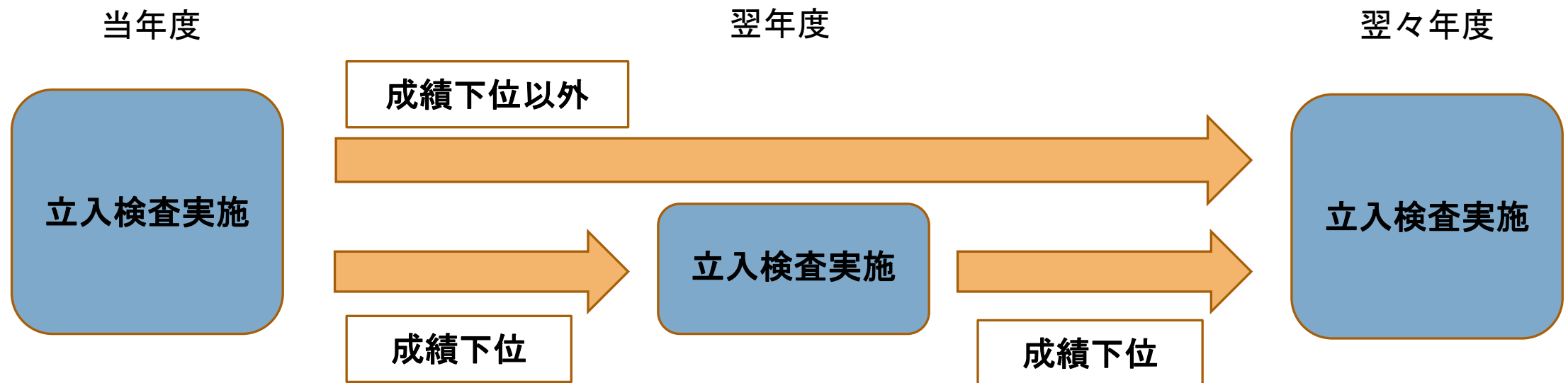
ごみ減量の取組み向上について

大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課

立入検査について

- ・原則として2年に1回実施
- ・成績が下位であった特定建築物は、翌年度も立入検査を実施

※特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱



立入検査項目

➤ 令和5年度から、立入検査項目を変更

＜＜特徴＞＞

- ・ 設問内容を簡潔にし、検査基準の明確化や平準化を図る
- ・ 10点評価の導入により重要項目を強調
- ・ 廃棄物の各保管施設において、品目の分別明示の確認を行う

取組み実施の
ポイント紹介
(次のスライド以降)

- ① 容易に取組みが可能な項目
- ② ごみ分別の取組み強化する項目
- ③ さらなる高みをめざす取組み
(テナントビルの取組み事例の紹介)

今すぐ実践可能

①容易に取組みが可能な項目

項目	内容	点数
計画書の期限内提出	期限内提出している	10
	期限内提出していない	0
項目	内容	点数
環境局主催の廃棄物管理責任者講習への参加	参加した	6
	参加していない	0
項目	内容	点数
当日の検査対応	廃棄物管理責任者が同席している	6
	実務担当者、または実務担当に相当する者が同席している	4
	立会人が対応できていない	0

＜＜22点UPが可能＞＞

- 提出期限を遵守、講習や検査に同席することで得点UPが可能となる。

②ごみ分別の取組み強化する項目

項目	内容	点数
分別BOXの 設置・使用状況	分別BOXを設置している（4品目以上）（※）	10
	分別BOXを設置している（4品目未満）	2
	分別BOXを設置していない、または立会人が把握していない	0
項目	内容	点数
一般廃棄物への 産業廃棄物の混入状況	混入していない	10
	一部混入している（混入比率2割未満）	8
	混入している（混入比率2割以上～5割未満）	2
	分別できていない（混入比率5割以上）、または立会人が把握していない	0

※大阪市では、一般廃棄物、飲料容器、紙ごみ、廃プラを含む4品目以上の分別ボックス設置を推奨しています。

項目	内容	点数
廃棄物の保管場所の掲示	一般廃棄物のごみ保管場所である事を掲示している	4
	日常的な産業廃棄物の保管場所である事を掲示している（※）	4
	リサイクル可能な紙類の保管場所である事を掲示している	4

※廃棄物処理法第12条第2項・施行規則第8条に定められている掲示が必要です。

《20点UPが可能》

- 分別ボックスを4品目以上設置することで、適切な分別が可能になる。
- 一般廃棄物への産業廃棄物や再生可能な紙類の混入防止の効果あり。

《12点UPが可能》

- 保管場所に掲示をすることで、ごみの置き間違いがなくなる。

③さらなる高みをめざす取組み

【テナントビルの取組事例 1】

《計量機器を導入、排出量の管理を簡素化》

導入のきっかけ

ごみを一括管理していたため、テナントごとのごみ量を把握していなかったが、テナント会社から、自社の排出量が知りたいとの要望があり、今回の計量機器の導入となった。

取 組 内 容

テナントごと、ごみの種別ごとのバーコードを作成し、バーコードを読み取ることで各テナントから回収する廃棄物量をデータで管理できるようになった。

導 入 効 果

- ◆各テナントの意識改革による**ごみの減量に成功**
- ◆各テナントの量把握には人員を増やす必要があるが、計量機器を導入したことにより**人手不足の解消**



③さらなる高みをめざす取組み

【テナントビルの取組事例 2】

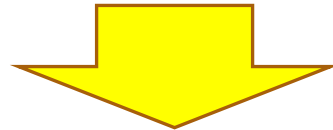
《テナントからの協力を得られる環境、仕組み作り》

取組のきっかけ

平成25年10月以降、大阪市のごみ焼却施設へ、リサイクル可能な紙類の搬入が禁止となったことをきっかけに、翌年度以降、廃プラスチックの適正な分別についても本格的に取り組むこととした。



取組を強化



平成26年度以降、前年同様のルールを詳細に明文化。当初は、分別する手間に加え、廃プラスチックの処分費用をテナントが負担することに、大きな反発があった。

そこで、管理者が、廃プラスチックを再生可能資源として回収する業者を選定。きっちり分別すれば、これまで焼却処分されていた廃プラスチックが、再生され、商品化されることの意識付けに成功!! 加えて、負担となっていた処理費用が不要となることから、テナントの協力を得られるようになり、分別の精度が上がっていった。

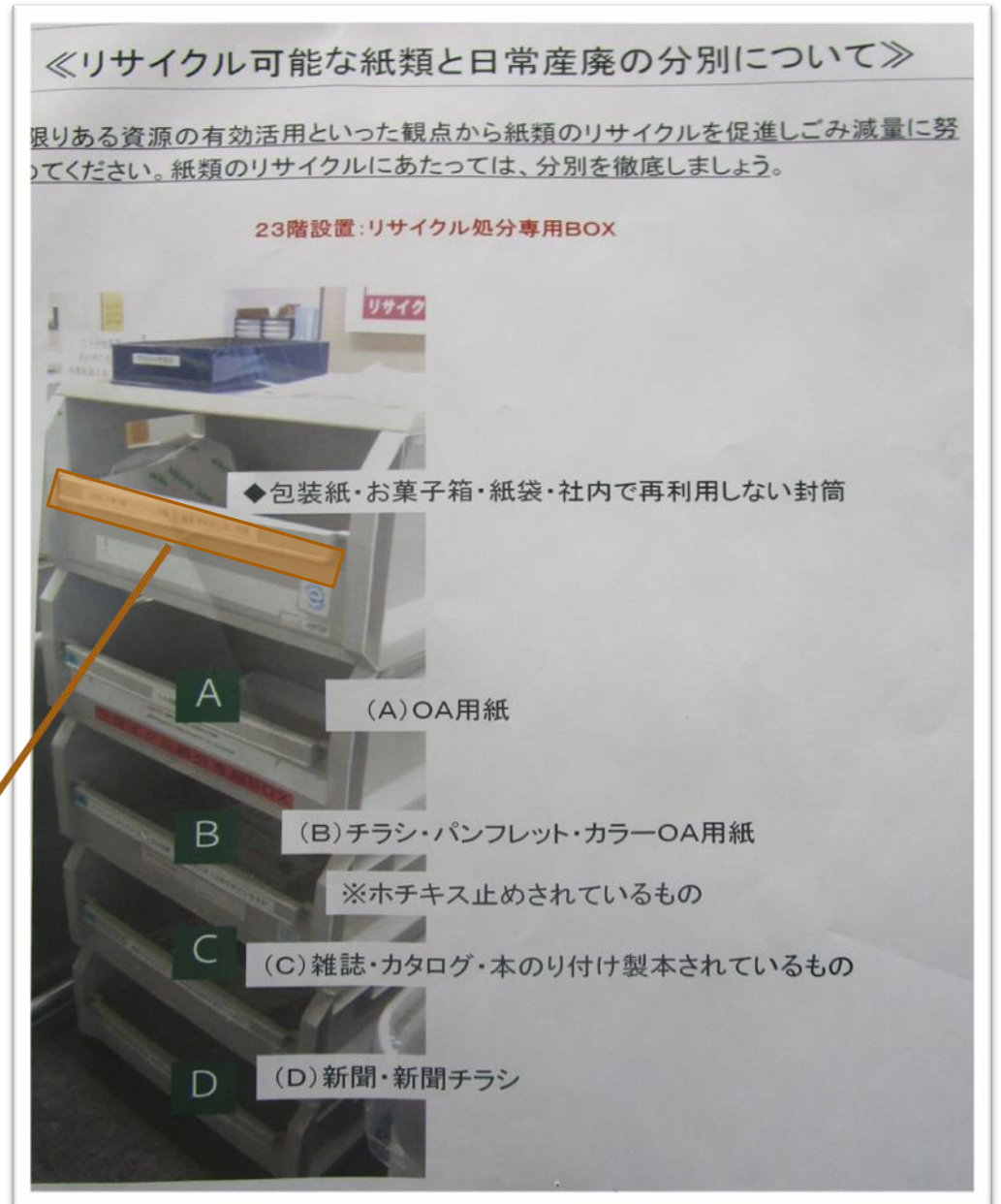
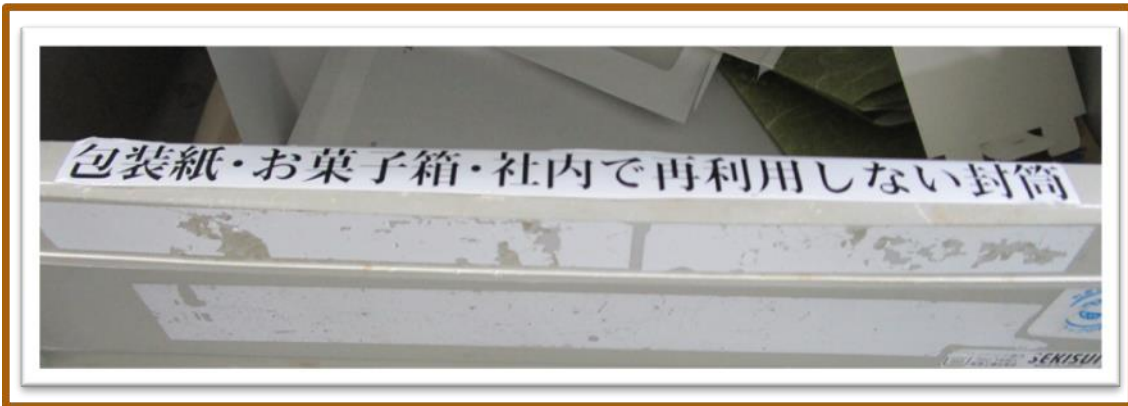


継続した取組みができた秘訣 1

①管理者とテナント代表者とで、年に1回、
廃棄物についての会議の場を持ち、情報共有

②全部のオフィステナントに、紙の分別ボックスの貸出し
③紙の分類について、細かく明示

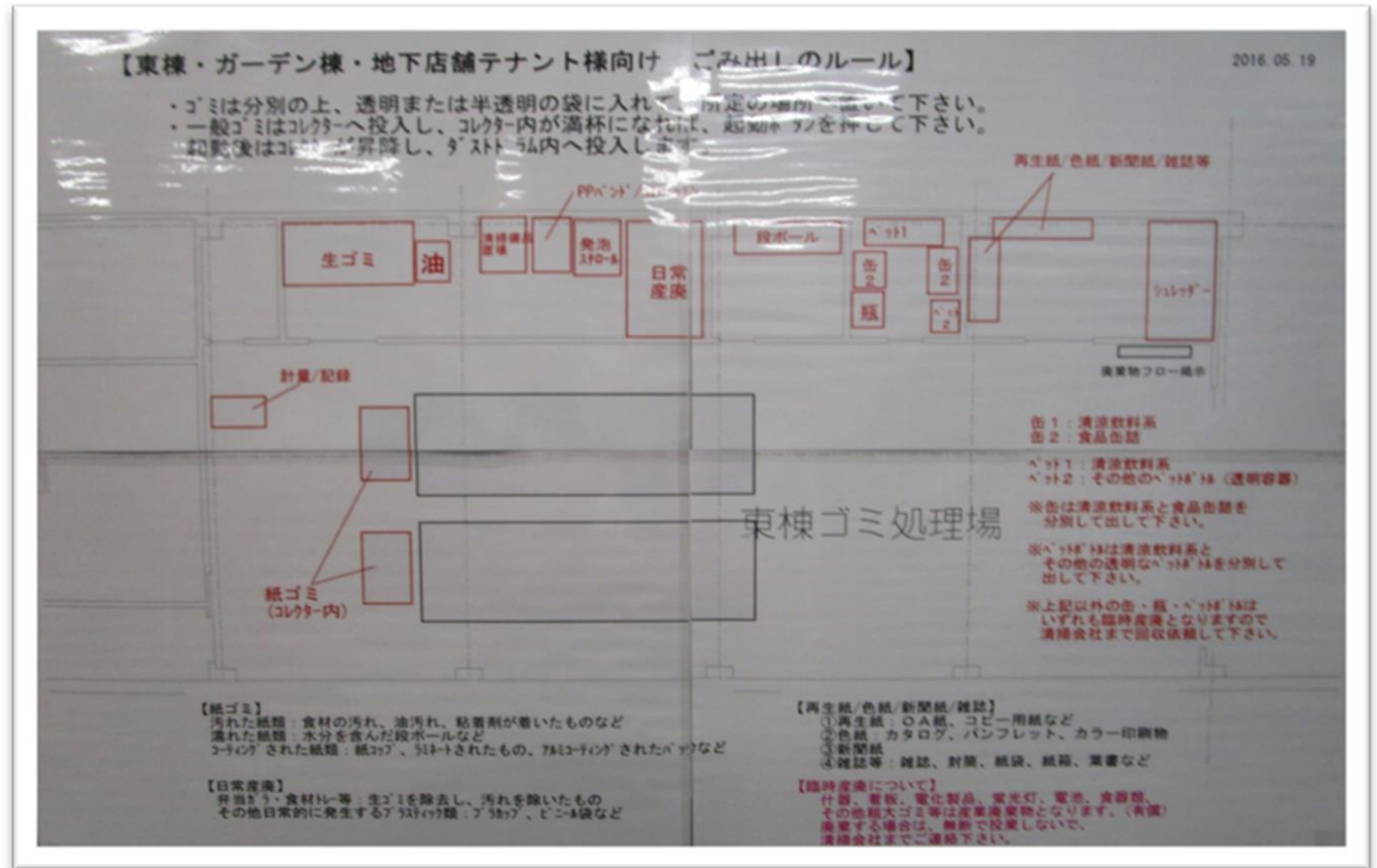
拡大画像



継続した取組みができた秘訣 2

④ごみ保管庫内に、
種類別のごみ置き場所を、
掲示。

置き間違えを防止!!



☆ 効果は数字にも ☆

計画書より抜粋
(単位：トン)

【紙類のリサイクル量】

	再生に回った 紙類	H25年度比
H25年度実績	281.0	—
H26年度実績	205.0	73%
H27年度実績	211.2	75%
H28年度実績	288.2	103%
H29年度実績	307.4	109%
H30年度実績	330.0	117%

【廃棄物全体のリサイクル量】 (単位：トン)

	再生に回った 廃棄物	H25年度比
H25年度実績	329.0	—
H26年度実績	250.2	76%
H27年度実績	265.3	81%
H28年度実績	376.1	114%
H29年度実績	420.4	128%
H30年度実績	465.8	142%

取組から5年間でリサイクル率が大幅にUP

【ご担当者様の声】

観光施設、オフィステナントと、飲食店舗が入る建物で、コロナ禍以降、働き方の大きな変化、観光施設への来場者の増減など、ごみの排出状況も大きく変わりました。

小さな改定を重ね、皆様にリサイクル意識が浸透しましたが、今後、観光客増が見込まれることから、リサイクル率の維持、向上に向け新たな施策を模索しています。

廃棄物の適正な分別、処分の企画推進は弊社が行いましたが、テナントさま、清掃会社様のご理解ご協力のもと、分別の精度を高めることができました。

